

令和8年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営について

- ・ 令和8年度高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）

<参考>

昨年度からの主な変更点

令和8年度 高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）

1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

「第9期京都市民長寿すこやかプラン」では、第8期プランから引き続き、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなでつくる」ことを基本理念とし、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口が急激に減少する2040年を見据えて、「地域包括ケアシステム」の深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進していくことを目指すこととしている。

「地域包括ケアシステム」の深化・推進に当たっては、引き続き各高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。

2 基本的な運営方針

- (1) 高齢サポートは、「公益性」「地域性」「協働性」の視点で運営を行う。
- (2) 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、総合相談窓口としての機能を発揮する。
- (3) 関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

3 基本業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を可能とするために、継続的・専門的な視点に基づく相談支援や地域の関係者とのネットワーク構築、地域の高齢者の心身の状況等必要な実態把握等を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、または対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、意思決定支援を行う。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防ケアマネジメントの実施を通じて、高齢者の状態に応じたフレイル・オーラルフレイル対策を含む健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、地域のケアマネジャーに対する直接的・間接的な支援を行うと

ともに、地域における関係機関との連携体制の構築支援を行う。

4 重点取組事項

(1) 地域の高齢者の支援、実態把握

- ア 地域福祉組織等と連携したひとり暮らし高齢者への効果的・効率的な訪問活動の着実な実施
- イ 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な個別支援の積み重ね
- ウ 地域福祉組織、民間事業者をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握、見守り活動の促進
- エ 上記活動において適切な支援につなげることでできた事例（地域の強み）の収集及び相談種別や深刻度の分析等を通じた地域課題の抽出、整理

(2) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく高齢者虐待や困難事例に関する緊密な連携による対応
- イ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進
- エ 成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護に資する制度・事業の普及啓発及び利用支援

(3) 介護予防の取組の推進

- ア 自立支援・重度化防止を目指し利用者の改善可能性（リエイブルメント）に着眼した適切な介護予防ケアマネジメントの実施、自立支援加算の活用
- イ サービス事業者、地域介護予防推進センター、保健・医療・福祉の関係機関等、多職種連携によるケアマネジメントの実施
- ウ 介護予防の普及啓発
- エ 介護予防が必要な対象者の早期発見、早期対応
- オ 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた事例検討の定期的な実施及びリハビリテーション専門職（事例検討・アセスメント訪問）の参加の推進
- カ 介護予防ケアマネジメントに関する研修や会議等を通じた関係機関との介護予防・自立支援に関する課題や意識の共有

(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の構築・強化

- ア 認知症に対する正しい理解の普及啓発などの様々な機会を活用した、地域の関係機関・団体・企業等との連携促進
- イ 認知症の人の社会参加及び本人発信の取組の推進
- ウ 認知症初期集中支援チームとの協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など、早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり
- エ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ、行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支援の充実、また、発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充、「みまもりあいプロジェクト」の推進による市民・事業者等を含めた地域ぐるみでの認知症の人が安心して外出できる環境づくり
- オ 認知症の人・家族に寄り添った相談支援、関係機関との連携・協働による支援体制の強化

(5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

- ア 地域福祉組織中心（学区レベル）の地域ケア会議等を通じた、地域福祉組織との協働による地域特性を生かした見守りネットワークの強化と相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- イ 日常生活圏域レベルの地域ケア会議等を通じた、地域の医療・介護・福祉等多職種の関係機関との連携体制の構築及びP D C Aサイクルの視点を踏まえた地域課題の検討・対応
- ウ 区役所・支所地域包括支援センター運営協議会（区役所・支所レベルの地域ケア会議）等における相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- エ 「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- オ 身寄りのない高齢者等に対する地域ケア会議等を活用した医療・介護・福祉等の多職種連携による包括的な支援体制の検討

(6) 地域における在宅医療・介護連携拠点の活用と協働

- ア 在宅医療・介護連携支援センターとの連携による地域資源の把握と情報共有
- イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に係る医療面でのバックアップとしての活用
- ウ ケアマネジャーをはじめとする在宅療養者支援に関わる多職種への同センターの周知の協働
- エ 在宅医療・介護連携に係る地域課題の解決に向けた連携

(7) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・関係機関との協働

- ア 地域支え合い活動創出コーディネーターが担う地域の資源把握、分析等の活動に対する支援・協力
- イ 地域支え合い活動調整会議への参画等を通じた、生活支援・介護予防サービス創出に向けた情報共有、具体的なサービス創出にかかる検討

(8) ケアラー支援の推進

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」に基づき、高齢者だけでなく高齢者のケアをしている家族等（ケアラー）も尊重し、自分らしく人生を全うし自己実現を図ることができるよう、ケアラー支援の視点も踏まえた各般の事業の実施

(9) 包括的な相談支援等、重層的支援体制の推進

属性にかかわらず相談の受け止めや、世帯全体の状況や課題を踏まえた支援等、行政及び関係機関やその他地域の多様な主体との連携・協働による重層的支援体制の推進

5 共通の留意事項

(1) 事業計画の策定

運営方針や前年度の活動内容を踏まえ、担当圏域の地域事情に応じた事業計画を策定するとともに、事業計画を踏まえた活動を遂行する。

(2) 区役所・支所保健福祉センターとの連携

担当地域における高齢者支援については、区役所・支所との連携が不可欠であること及び行政機関の一部を委託されていることを意識し、区役所・支所と互いに密な連携を図り、個々の高齢者への支援に留まらず、地域課題の把握やその対応策の検討等を一体的かつ継続的に行っていく。

(3) 公正・中立性の確保

運営費用が、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていること、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、ケアプラン作成やサービス事業所の紹介等をはじめとした活動について、高度な公正性・中立性を確保した事業運営を求められていることを認識して活動する。

(4) 個人情報の取扱い

高齢サポート職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況等、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭におき、その適正な取扱いを図る。

(5) 苦情対応について

高齢サポートに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに京都市に対して報告し協力して解決する。

(6) 運営の質の向上等に向けた取組

高齢サポートは、研修の機会の確保や専門職員会議等を通じた職員の資質向上を図るとともに、本市が従来から実施している高齢サポート職員向け研修（初任者、現任者、管理責任者研修）にも積極的に参加し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上等を図る。

令和8年度の研修計画（京都市実施分）

研修名	開催時期
地域包括支援センター職員等初任者研修	令和8年5月（予定）
地域包括支援センター職員等管理責任者研修	令和8年9月（予定）
地域包括支援センター職員等現任者研修	令和8年12月（予定）

（注）研修内容は検討中。また、開催時期は変動する可能性がある。

<参考>

「令和8年度高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）」にかかる昨年度からの主な変更点

「令和8年度高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）」につきましては、昨年度の運営方針と概ね同様のものとしておりますが、一部変更した主な内容につきましては以下のとおりです。

(旧) 令和7年度	(新) 令和8年度
<p>令和7年度 高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 重点取組事項 (1)～(2)（略）</p> <p>(3) 介護予防の取組の推進 ア 自立支援・重度化防止を目指し<u>個別性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施</u>、自立支援加算の活用</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の構築・強化 ア～ウ（略）</p> <p>エ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ、行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支</p>	<p>令和8年度 高齢サポート（地域包括支援センター）運営方針（案）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 重点取組事項 (1)～(2)（略）</p> <p>(3) 介護予防の取組の推進 ア 自立支援・重度化防止を目指し利用者の改善可能性（<u>リエイブルメント</u>）に着眼した適切な介護予防ケアマネジメントの実施、自立支援加算の活用</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の構築・強化 ア～ウ（略）</p> <p>エ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ、行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支</p>

援の充実、また、発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充

オ（略）

(5) 医療・介護をはじめとする多職種地域ネットワークの充実・強化

ア～エ（略）

（新設）

(6)～(7)（略）

（新設）

(8) 包括的な相談支援体制の構築

属性にかかわらない相談の受け止めや、行政及び関係機関との協働による世帯全体への支援

援の充実、また、発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充、「みまもりあいプロジェクト」の推進による市民・事業者等を含めた地域ぐるみでの認知症の人が安心して外出できる環境づくり

オ（略）

(5) 医療・介護をはじめとする多職種地域ネットワークの充実・強化

ア～エ（略）

オ 身寄りのない高齢者等に対する地域ケア会議等を活用した医療・介護・福祉等の多職種連携による包括的な支援体制の検討

(6)～(7)（略）

(8) ケアラー支援の推進

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」に基づき、高齢者だけでなく高齢者のケアをしている家族等（ケアラー）も尊重し、自分らしく人生を全うし自己実現を図ることができるよう、ケアラー支援の視点も踏まえた各般の事業の実施

(9) 包括的な相談支援等、重層的支援体制の推進

属性にかかわらない相談の受け止めや、世帯全体の状況や課題を踏まえた支援等、行政及び関係機関やその他

地域の多様な主体との連携・協働による重層的支援体制の推進

5 共通の留意事項

(1)～(5) (略)

(6) 運営の質の向上等に向けた取組

高齢サポートは、研修の機会の確保や専門職員会議等を通じた職員の資質向上を図るとともに、本市が従来から実施している高齢サポート職員向け研修（初任者、現任者、管理責任者研修）にも積極的に参加し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上等を図る。

令和7年度の研修計画（京都市実施分）

研修名	開催時期
地域包括支援センター職員等初任者研修	令和7年5月（予定）
地域包括支援センター職員等管理責任者研修	令和7年9月（予定）
地域包括支援センター職員等現任者研修	令和7年12月（予定）

(注) 研修内容は検討中。また、開催時期は変動する可能性がある。

※高齢サポートを取り巻く状況

◇ 平成30年7月4日付け厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」において、地域包括支援センターの事業に係る評価指標が示され、当該指標に基づくチェックシートを市町村と地域包括支援センターがそれぞれ作成し、国に報告するとともに、評価結果を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化策を検討していくこととされた。また、令和6年6月7日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能

5 共通の留意事項

(1)～(5) (略)

(6) 運営の質の向上等に向けた取組

高齢サポートは、研修の機会の確保や専門職員会議等を通じた職員の資質向上を図るとともに、本市が従来から実施している高齢サポート職員向け研修（初任者、現任者、管理責任者研修）にも積極的に参加し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上等を図る。

令和8年度の研修計画（京都市実施分）

研修名	開催時期
地域包括支援センター職員等初任者研修	令和8年5月（予定）
地域包括支援センター職員等管理責任者研修	令和8年9月（予定）
地域包括支援センター職員等現任者研修	令和8年12月（予定）

(注) 研修内容は検討中。また、開催時期は変動する可能性がある。

(削除)

強化について（通知）の一部改正について」により、各市町村の実情に合わせて地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるよう、評価指標が見直された。本市においても、当該事業評価の本市及び全国のとりのまとめ結果等について、本市と高齢サポートの連携のもとで検討を行い、必要に応じて高齢サポートの運営に反映する等により、サービスの質向上や機能強化につなげていく。

◇ 本市では、地域住民が抱える福祉的な課題の多様化・複合化してきている状況を踏まえ、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」において「行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化」を重点目標の一つに掲げている。

◇ 本市においては、令和2年9月に、8050問題など、多様化・複合化するひきこもりの課題に対応するため、年齢によって分かれていたひきこもりの相談窓口を全年齢型に再編し、保健福祉センターと合わせて、ひきこもり地域支援センターとして位置付け、相談窓口の一元化を図るとともに、支援機関の中心となる保健福祉センターに「寄り添い支援係長」を、各区役所・支所に1名ずつ、計14名配置し、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行うこととした。

◇ また、本市においては、社会経済情勢の変化や、とりわけコロナ禍での人と人との交流機会の減少により深刻化してきているひきこもりや虐待、DV、不登校、いじめ、ごみ屋敷などの孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、これまでから個々の課題に応じて実施してきた取組を融合し、更なる充実・

強化を図るとともに、ヤングケアラーの問題等、近年顕在化している新たな課題についても取組を進めていくこととし、令和4年9月に、高齢サポートを含む関係機関・団体と本市の間で連携協定を締結することで、それぞれの横の連携を強化し、重層的支援体制の構築を図ることとした。

◇ さらには、令和6年度から、複雑化・複合化が進む地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、行政・支援関係機関・地域の連携の下、解決に向けて支援する重層的支援体制の充実を行うこととし、4月から各区役所・支所に「寄り添い支援係長」を機能強化した「連携支援推進係長」を1名ずつ配置するとともに、10月からは協働して支援する体制を推進するため、新たに「重層支援会議」を設置し、各関係機関の連携強化に努めている。

◇ 高齢サポートにおいても、こうした支援体制やネットワークの強化の動きを踏まえ、関係機関や保健福祉センター等としっかり連携しながら、「8050問題」をはじめ、複合化した課題を抱えた世帯等への支援に当たっていく。

◇ 令和6年11月に、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を制定。社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが安心して自分らしく、希望を持って暮らせる社会を目指していく。